

参考資料 用語解説

あ 行

●意見交換会 (p8,p9,p156,p157,p162)

行政が作成した案について、市民が自由に参加して意見交換を行う広聴型会議のこと。

●エコタウン (p80,p159)

廃棄物の抑制やリサイクルの推進などによって、地方自治体が地域住民や地域産業と連携して進める、環境と調和したまちづくりのこと。

●NPO (p89,p94,p111,p123,p125,p155~157)

Non Profit Organization (非営利活動団体) の略。公益的な活動を自発的に行う民間団体のことであり、「民間非営利団体」などと訳される。NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をいう。

●オープンスペース (p63,p87,p91,p125)

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称のこと。

●屋外広告物 (p47,p106)

常時または一定の期間、屋外に継続して表示される看板や張り紙など。

か 行

●開発許可制度 (p81,p106,p140)

建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に対して、道路や公園等の公共施設の整備などに必要最低限の水準を保たせることにより、無秩序な市街化を防止し、良好な宅地環境を形成することを目的とした制度。

●合併処理浄化槽 (p45,p101,p148,p159)

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)をまとめて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

●環境負荷 (p54,p58,p59,p62~64,p72,p77,p154,p158)

人の活動が環境に与える影響であり、環境の保全上の支障のおそれのあるもの。

●観光資源 (p33,p49)

観光客を集める役割を担う、景色や風物、史跡などのこと。

●幹線道路 (p13,p20,p35,p37,p47~49,p60,p67,p69,p80,p86,p100,p106,p112,p132,p136,p138,p141,p145,p149,p159,p160)

近隣市を結ぶ広域交通を担う県道や、都市拠点と農村集落地などを結ぶ主要な幹線市道のこと。

●供給処理施設 (p33,p43,p45,p144)

暮らしを支える上下水道・浄水場・ごみ処理場・火葬場などの施設のこと。

●協働（p13,p54,p55,p62,p67,p71,p95,p107,p123,p132,p154～157,p162）

複数の主体が目標を共有し、目標達成に向けて、それぞれの自主性・自立性の下に相互に補完し協力し合うこと。

●緊急輸送道路（p100）

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や防災拠点への物資輸送を円滑に行うために指定された、広域幹線道路や幹線道路のこと。

●区域区分（p16）

市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

●景観条例（p107,p156,p161）

良好な景観形成を目的として制定される条例のこと。

●下水道計画区域（p30）

将来的に公共下水道による整備を行うことを定めた区域のこと。

●下水道普及率（p30）

総人口に対して下水道を利用できる人口の割合のこと。

●建築協定（p107,p132）

建築基準法に基づき、良好な住環境の形成を図るため、地権者等が一定の区域内の建築物の敷地の規模や用途、意匠等に関して定めた私法上の協定のこと。

●広域幹線道路（p20,p33,p39,p70,p73,p80,p89,p149,p159）

産業や観光を活性化するため、インターチェンジなどへアクセスする地域高規格道路や一般国道のこと。

●高次教育機関（p71,p95,p111,p155,p157）

大学・大学院や高等専門学校などの高等教育施設のほか、企業の研究所や公的研究機関等のこと。

●交通結節機能（p33,p38,p79,p80,p88,p124, p128～130,p132,p133）

複数または異なる交通手段を相互に接続する交通結節点において、乗り換えが円滑に行える機能のこと。

●合流式下水道（p101）

雨水と家庭などから排出された汚水を、一つの管で流す下水道。

●交流人口（p13,p49,p54,p55～57,p109）

通勤・通学、スポーツ、買い物、観光などを目的に、市外から市内に入ってくる人数のこと。

●国土利用計画（p13,p116）

国土利用計画法に基づき、土地の利用に関する基本的事項について定めた計画のこと。

●コミュニティ（p36,p41,p43,p44,p58,p59,p65,p67,p71,p81,p91,p95,p99,p123,p138,p146,p156）

一定の地域に居住し、互いに同じ集団に所属するという意識を持つ人々の集団、地域社会、共同体のこと。

さ 行

●里親制度（アダプト制度）（p89,p95,p161）

ボランティアで清掃美化活動を実施する住民団体などを道路などの里親として認定することにより、快適で美しい生活環境づくりを推進するとともに、愛護思想の向上に寄与することを目的とした制度のこと。

●産業拠点（p69,p80）

工業団地や、情報・通信、エネルギー、リサイクルなどの新たな産業や研究開発機関などが集積し、快適な産業活動と雇用創出の場となる拠点のこと。

●市街化区域（p16,p24,p26,p34,p73,p116,p118,p141）

都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び今後優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域（p24,p73,p79,p116,p136,p140,p144）

都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。

●自然的土地利用（p13,p22）

農地や山林などで区分される土地利用のこと。

●市民会議（p156,p157,p162）

公募市民等を中心に構成し、条例や計画などの案を検討し、行政に提言する検討型会議のこと。

●社会増加（p15,p43）

転入者数が転出者数を上回ることにより、人口が増加すること。なお、社会増加に対して、出生者数が死亡者数を上回ることにより、人口が増加することを自然増加という。

●住環境（p33,p36,p37,p40,p41,p43,p58,p59,p77,p80,p82,p97,p120,p125,p126,p138,p146）

住まいの場をとりまく安全性・利便性・快適性などの自然環境や社会環境のこと。

●循環型社会（p55,p58）

製品の再利用やリサイクルによる再資源化などにより、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

●人口集中地区（DID 地区）（p23）

人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、1k㎡当たりの人口が5,000人以上となる地域のこと。DIDは「Densely Inhabited District」の略。

●水洗化率（p30）

下水道が利用可能になった区域内に住む人のうち、実際に下水道に接続している人の割合のこと。

●生活道路（p37,p66,p67,p84,p86,p87,p137,p141,p145,p149,p159,p160）

主として地域住民の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者及び自転車の安全確保が優先されるべき道路のこと。

●総合振興計画（p6,p13,p55,p154,p163）

市における最上位計画であり、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画のこと。

●総合治水対策（p100）

流域における保水・遊水機能の維持、浸水被害を抑える土地利用方法など、河川と流域の両面から水害の軽減と防止をはかる治水対策のこと。

た 行

●地域公共交通（p38,p49,p67,p69,p74,p81,p84,p87,p112,p133,p141,p149,p160）

地域住民の日常生活における移動手段や、来訪者の地域内における移動手段となる公共交通のこと。具体的には、市内循環バスやデマンドバス、タクシーなどをいう。

●地域資源（p31,p33,p40,p41,p46,p48～50,p55,p62,p68～70,p73,p109,p111,p112,p120,p144～146,p149）

地域に存在する自然、産業、歴史、文化などの特徴的で魅力ある資源のこと。

●地域生活圏（p65,p66,p74,p77,p81,p84）

主に市街化調整区域で、都市生活圏をとりまく周辺のエリアのこと。

●地区計画（p82,p95,p107,125,p132,p156,p162）

一体のまとまりのある区域について、良好な市街地環境を形成又は保持するため、用途地域で定められている建築のルールを更に規制又は緩和することにより、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度のこと。

●超高齢社会（p54,p60,p61,p84,p99）

高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%を超える社会のこと。なお、7%以上を高齢化社会、14%以上を高齢社会という。

●長寿命化（p45,p89,p95,p101）

事後的な維持管理から予防的な維持管理に転換し、施設の長期利用を図ること。

●定住人口（p13,p43,p56～58）

市内に居住する人数のこと。

●低未利用地（p69）

長期間にわたり利用されていない未利用地や、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い用地のこと。

●デマンド交通（p38）

ルート・乗降場所などを利用者の要望に応じて決定する公共交通サービスのこと。

●都市機能（p33,p34,p36,p58,p62,p64～66,p69,p73,p77,p79,p119,p120,p130）

都市自体が持つ機能で、商業・業務・居住・文化・教育・福祉・行政・交通・観光など、市民生活や企業の経済活動に対して影響を及ぼす機能のこと。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（p6,p13）

都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして県が定めるもの。

●都市計画公園（p95）

都市計画法に基づき都市計画決定された公園のこと。

●都市計画審議会（p8）

個別の都市計画を決定する際に、諮問や意見聴取に応じて審議を行う附属機関のこと。

●都市計画道路（p13,p25,p86）

都市計画法に基づき都市計画決定された道路のこと。なお、「改良済延長」とは、計画幅員のとおり整備された道路の延長で、「概成済延長」とは、都市計画道路として同程度の機能を果たしている現道（概ね計画幅員の2/3以上）が整備された道路延長のことをいう。

●都市計画法第34条第11号区域（p79,p159）

都市計画法に基づき、市街化調整区域内で道路や排水施設など、一定の都市基盤が整っている集落において住宅などの建築が可能となる区域のこと。

●都市公園（p28）

都市公園法に基づき設置される公園、緑地及び緑道のこと。

●都市生活圏（p65,p66,p74,p77,p80,p84）

都市拠点の外側に広がる市街地で、主に市街化区域のエリアのこと。

●都市的土地利用（p13,p22,p118,p136,p144）

住宅・商業・工業・公共公益などで区分される土地利用のこと。

●土地区画整理事業（p26）

土地区画整理法に基づき、宅地の形状を整え、道路や公園などの都市基盤を整備していく事業のこと。

な 行

●内水（p100,p124,p132）

堤防などで守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水のこと。これに対して、河川の水を「外水」と呼ぶ。

●農業振興地域（p24,p93）

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、県知事が定める農業振興地域整備基本方針により指定される、農業を推進することが必要と定められた地域のこと。

●農村集落地（p33,p36,p47,p58,p65,p66,p74,p77,p81,p84,p86,p138,p140）

主に市街化調整区域内において、数戸以上の社会的まとまりが形成された集落のこと。

●農用地区域（p24）

市が策定する農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた区域のこと。

は 行

●パブリックコメント (p8,p9)

条例や計画の策定に際してその案を公表し、市民などの関係者から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

●バリアフリー (p39,p99,p124)

「社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路における段差など、生活環境上の物理的な障壁を取り除くことの総称のこと。

●PDCA サイクル (p154,p163)

Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字を取った「計画・実行・検証・改善」を継続的に繰り返す仕組みのこと。

●ビオトープ (p93,p99)

ドイツ語のBio（生物）とTope（場所）の合成語で、生物が共存共生できる生態系をもった場所のこと。

●不燃化 (p44,p100)

住宅などの建築物を燃えにくい構造にすること。

●防火地域・準防火地域 (p82,p100,p124)

都市計画法における地域地区の一つであり、市街地における火災の危険を防除するため定める地域のこと。

●ポケットパーク (p87,p125)

道路沿いやまちなかの小さな空き地につくる休憩場所のこと。

ま 行

●まちづくり人口 (p13,p54,p56,p57)

定住人口と交流人口を合わせた人口のこと。

●まちなか居住 (p66,p74,p79,p119,p120,125)

車に頼らず、歩いて生活できるまちなかの利便性を活かした居住形態のこと。

●緑の基本計画 (p91,p161)

都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関する事項などを定める基本計画のこと。

や 行

●屋敷林（p36,p40,p93,p137,p138,p140）

防風や防雪を目的として、主に住宅の周囲に配置された樹木のこと。

●遊水機能（p81）

水田などにおいて、雨水や河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

●ユニバーサルデザイン（p39,p43,p66,p87,p99,p124,p132）

年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように、初めから製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

●用途地域（p82）

都市計画法における地域地区の一つであり、土地の合理的な利用を図るため、住宅地、商業地、工業地などの種類に区分し、建築物の用途や容積率、建ぺい率など土地利用を定めるもの。12種類の地域がある。

ら 行

●ラッピングバス（p87）

バスを広報媒体として使用するため、車体にデザインを印刷したフィルムを貼り付けたバスのこと。

●歴史資源（p66,p69,p73,p111,p125,p149）

歴史的な背景を持つ史跡・建造物・工芸・伝統芸能などのこと。

●6次産業（化）（p70,p111）

農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態のこと。また、このような経営の多角化を6次産業化と言う。